

廃棄

災害若しくは火災を原因とする廃棄のイメージ

- 災害若しくは火災により使用できなくなった顔認証付きカードリーダー等を処分する場合「**廃棄**」の手続が必要です。



災害若しくは火災を原因とする廃棄に該当します。

必要手続)

- ・3ページ目の「災害若しくは火災を理由とする廃棄手続の流れ」を参照の上、必要書類を支払基金に送付してください。

災害若しくは火災以外を原因とする廃棄のイメージ

- 災害若しくは火災以外を原因とする顔認証付きカードリーダー等の処分は、すべて災害若しくは火災以外を原因とする廃棄となり、返納金の対象となることがあります。

事例1(開設者の死亡による廃業等)

法定耐用年数内において、開設者死亡を理由とした廃業を行う場合。
※後継者が存在する場合「承継」に該当する可能性があります。
詳細は→[こちら](#)

事例2(自己都合による使用中止等)

法定耐用年数内において、ランニングコスト等を理由としてオンライン資格確認を中止する場合。

事例3(経営難等)

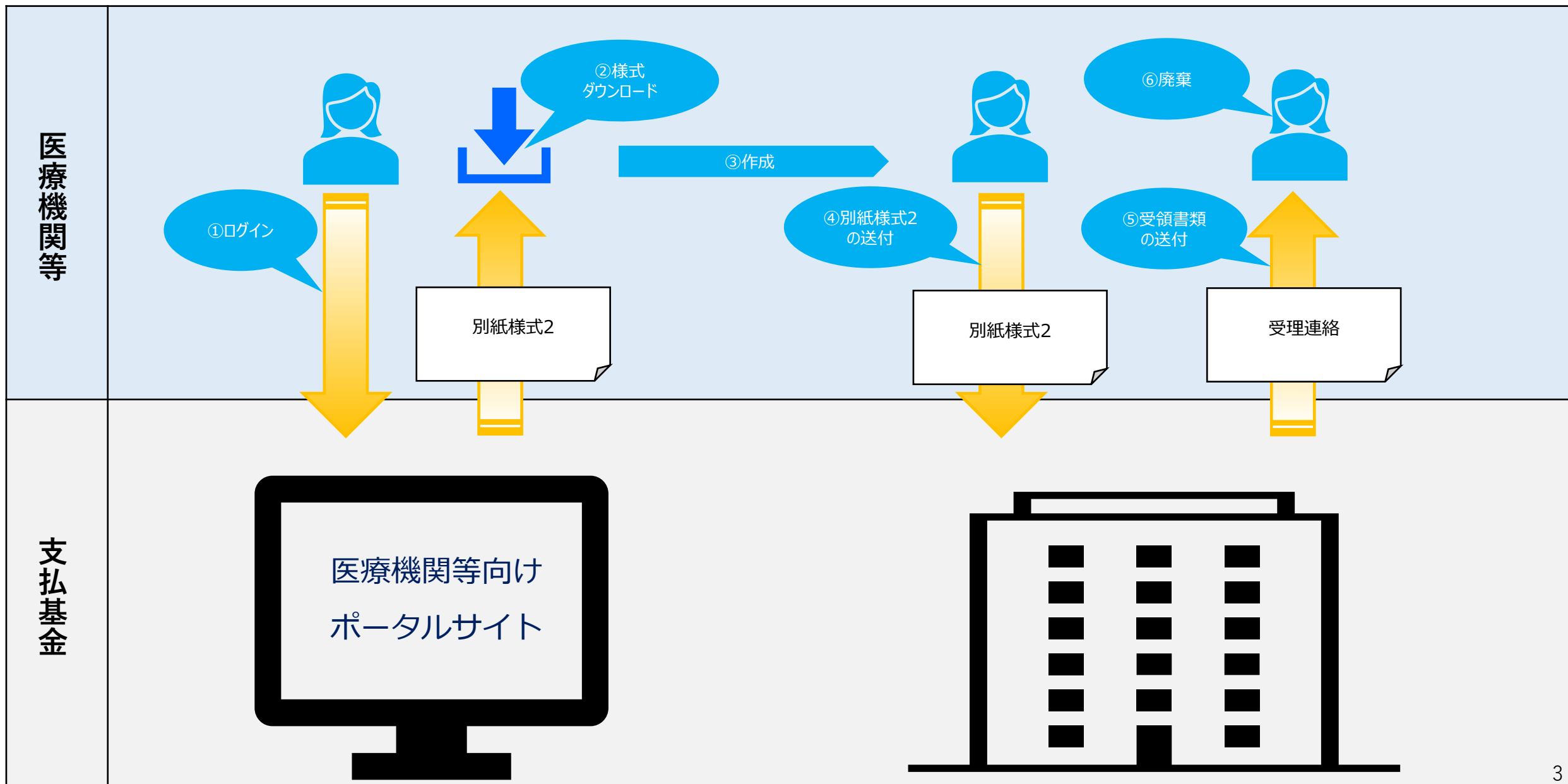
法定耐用年数内において、経営難を理由としてオンライン資格確認を中止する場合。

災害若しくは火災以外を原因とする廃棄に該当し、返納金の対象となる場合があります。

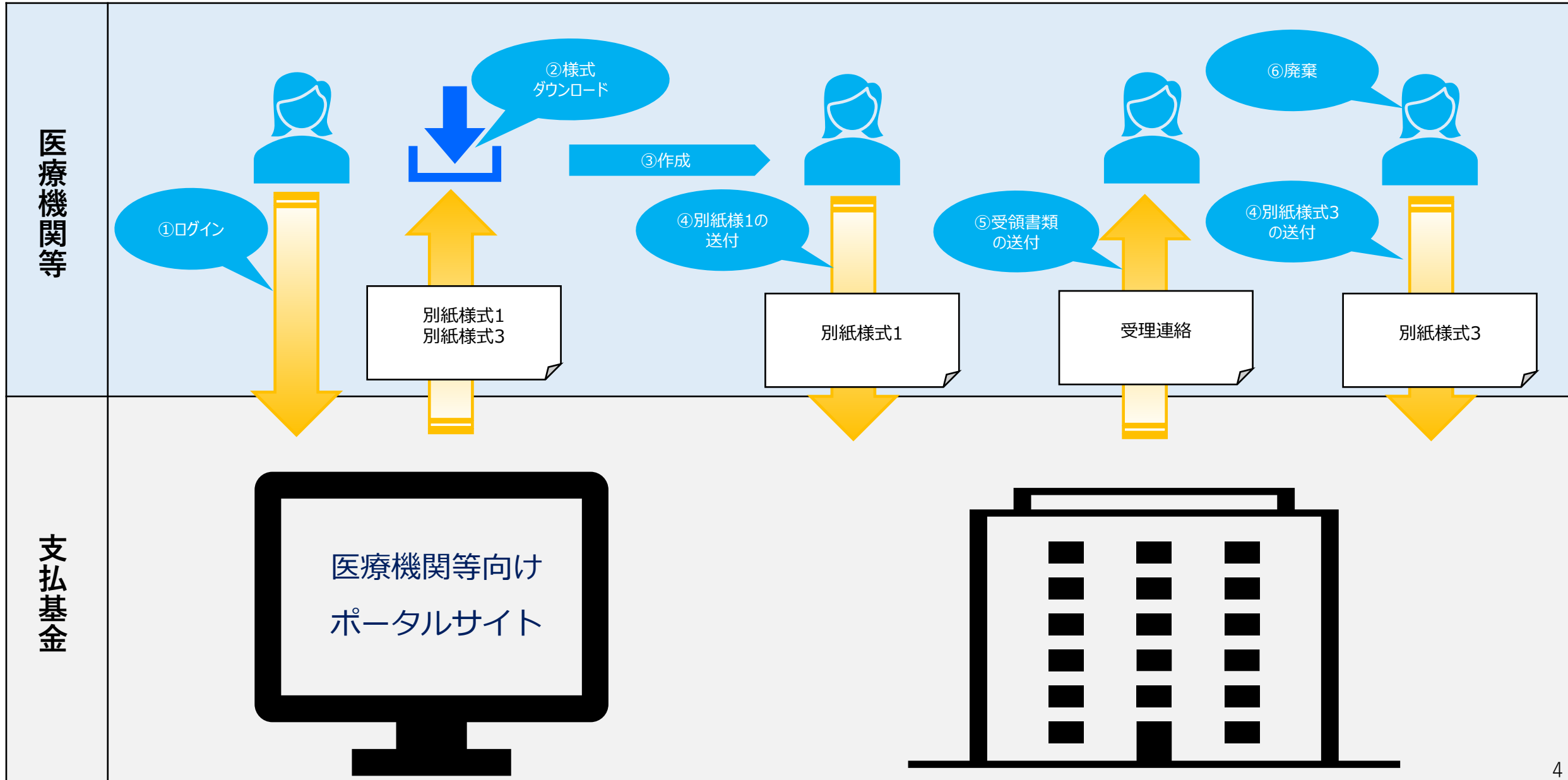
必要手続)

- ・4ページ目の「災害若しくは火災以外を理由とする廃棄手続の流れ」を参照の上、必要書類を支払基金に送付してください。

災害若しくは火災を理由とする廃棄手続の流れ



災害若しくは火災以外を理由とする廃棄手続の流れ



③様式集

- 別紙様式1(オンライン資格確認等関係補助金等により取得した補助対象等財産に係る財産処分について)

エクセル版	PDF版
-----------------------	----------------------

- 別紙様式2(オンライン資格確認等関係補助金等により取得した補助対象等財産に係る財産処分について)

エクセル版	PDF版
-----------------------	----------------------

- 別紙様式3(オンライン資格確認等関係補助金等により取得した補助対象等財産に係る財産処分完了報告について)

エクセル版	PDF版
-----------------------	----------------------

- 記載例

別紙様式1	別紙様式2
別紙様式3	

- 送付先住所

〒105-0004

東京都港区新橋2-1-3

社会保険診療報酬支払基金 情報化支援部 財産処分担当

